

立川市在宅介護事業所経営安定支援補助金
に係る申請手続きについて

令和8年度

立川市保健医療部介護保険課

立川市福祉部障害福祉課

1 概要

立川市では、市内の小規模な在宅介護事業所が、利用者の入院等により一時的に介護報酬等を得られなくなった場合に、補助金を交付することにより、当該事業所の経営の安定を図り、もって地域における継続的な在宅介護サービスの確保に資することを目的として、本補助金を交付します。

2 補助金の交付対象事業者

次の要件をすべて満たす事業者が対象となります。

要件 ①	立川市内に主たる事業所を有する、次のいずれかのサービスの指定を受けた事業所を運営する事業者 【介護保険サービス】訪問介護 【障害福祉サービス】居宅介護・重度訪問介護
要件 ②	申請年度の4月1日現在、常勤職員数が10人以下であること
要件 ③	基準日（入院等の開始日前に最後にサービスを提供した日の翌日）前6か月間において、対象利用者との間で契約関係が継続していたこと

※暴力団排除条例に規定する暴力団員等に該当する者、又は法令に違反している者は対象外となります。

3 対象となる利用者

次のいずれかに該当する利用者が対象です。

介護保険サービスをご利用の場合

立川市が保険者となっている介護保険の被保険者

障害福祉サービスをご利用の場合

立川市が支給決定した障害福祉サービスの利用者

※立川市以外の市区町村の被保険者や支給決定者は対象となりません。

4 補助対象期間（算定月数）

利用者が入院等によりサービスを受けられない期間の日数に応じ、次のとおり算定月数が決まります。

【例】

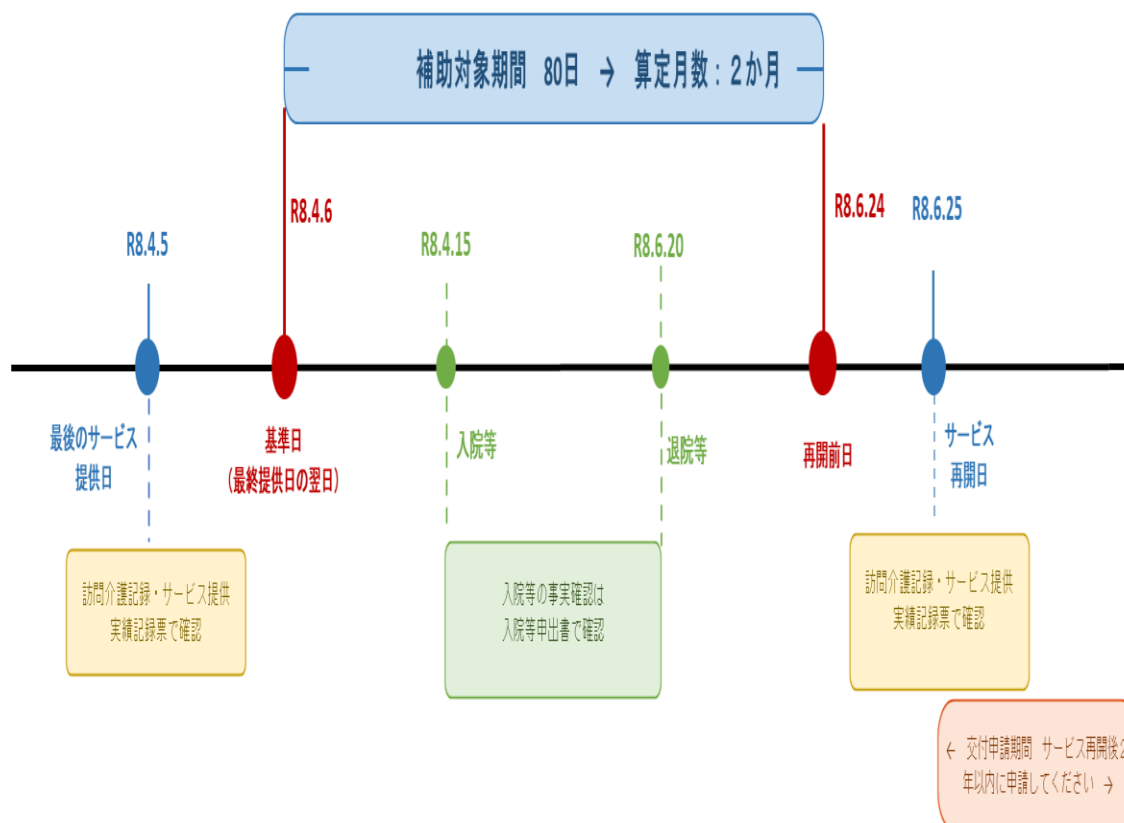
日付	内容
令和8年4月5日	最後のサービス提供日
令和8年4月15日	入院
令和8年6月20日	退院
令和8年6月25日	サービス再開

この場合、**基準日**（算定の起算日）は、最後にサービスを提供した日（4月5日）の翌日である**令和8年4月6日**となります。算定期間の終了は、サービスを再開した日（6月25日）の前日である**令和8年6月24日**となります。したがって、算定期間は「**令和8年4月6日～6月24日（80日間）**」となり、算定月数は**2か月**です。

※算定期間は「入院した日から退院した日まで（4月15日～6月20日）」ではありませんので、ご注意ください。

上記の例を図で確認すると、次のとおりです。

対象期間（基準日）の考え方



算定期間の日数に応じた算定月数は、下の表のとおりです。

入院等の日数	算定月数
1 日以上 30 日以下	0 月（支給なし）
31 日以上 45 日以下	0.5 か月
46 日以上 60 日以下	1 か月
61 日以上 75 日以下	1.5 か月
76 日以上 90 日以下	2 か月
91 日以上 105 日以下	2.5 か月
106 日以上	3 か月（上限）

※日数は基準日（最後にサービスを提供した日の翌日）からサービスを再開した日の前日までを合算して算定します。

※算定月数の上限は3か月です。

5 補助金の額

基準日（最後にサービスを提供した日の翌日）の属する月の前月までの直近3か月の平均介護報酬等の70%に相当する額に算定月数を乗じた額。

月額補助金の計算式	直近3か月の平均介護報酬等 × 70%
月額の上限	150,000 円/月（1利用者あたり）
端数処理	1,000 円未満切捨て
交付総額	月額補助金 × 算定月数

(介護保険サービスと障害福祉サービスを併用している場合)

介護保険が優先されるため、次の手順で計算します。

- ① 介護保険分：直近3か月の平均介護報酬 × 70% (上限15万円)
- ② 障害福祉分：直近3か月の平均給付費 × 70% と (15万円 - ①の額) のいずれか少ない額
- ③ 交付総額：(①+②) × 算定月数

※介護保険分は介護保険課が、障害福祉分は障害福祉課がそれぞれ支払います。

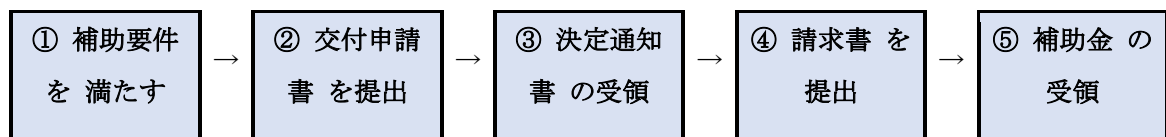
※補助金の申請も、介護保険分は介護保険課へ、障害福祉分は障害福祉課へそれぞれ提出してください。

6 申請期間

サービスの提供を再開した日から**2年以内**に申請してください。

※申請は、利用者がサービスを再開した後に行ってください。

7 申請手続きの流れ



(① 補助要件を確認する)

・本手引きの「2 補助金の交付対象事業者」及び「3 対象となる利用者」の要件を確認してください。

(② 交付申請書を提出する)

補助要件を満たしたら「在宅介護事業所経営安定支援補助金交付申請書(第1号様式)」に
関係書類を添えて、介護保険課(障害福祉サービス分は障害福祉課)に提出してください。

【添付書類】

①	在宅介護事業所経営安定支援補助金計算内訳書(別紙) ※申請書類一式(第1号様式・第4号様式)(Excel)の【入力シート】を入力し、作成して下さい。
---	---

②	<p>入院等申出書（別紙）</p> <p>※ 利用者本人（又は代筆者）の署名が必要です。</p>
③	<p>訪問介護記録（基準日が確認できる直近のもの）</p> <p>※ 基準日（最後にサービスを提供した日の翌日）及びサービス再開日の根拠確認のために必要です。最後にサービスを提供した日及びサービスを再開した日が確認できるものを提出してください。</p>
④	<p>サービス提供実績記録票（基準日が属する月のもの）</p> <p>※ 基準日及びサービス再開日の根拠確認のために必要です。最後にサービスを提供した日及びサービスを再開した日が記録されている月のものを提出してください。</p>

【提出先】

介護保険サービス分	障害福祉サービス分
<p>立川市保健医療部介護保険課</p> <p>〒190-8666 立川市泉町 1156 番地の 9</p> <p>☎ 042-523-2111（内線 1441）</p> <p>窓口：本庁舎 1 階 4 番窓口</p>	<p>立川市福祉部障害福祉課</p> <p>〒190-8666 立川市泉町 1156 番地の 9</p> <p>☎ 042-523-2111（内線 1520）</p> <p>窓口：本庁舎 1 階 1 番窓口</p>

（③ 交付決定通知書または不交付決定通知書を受領する）

審査のうえ、「補助金交付決定通知書（第 2 号様式）」または「補助金不交付決定通知書（第 3 号様式）」により審査結果を通知します。

（④ 交付請求書を提出する）

交付決定通知書を受け取ったら、「在宅介護事業所経営安定支援補助金交付請求書（第 4 号様式）」を介護保険課（障害福祉サービス分は障害福祉課）に提出してください。

（⑤ 補助金が支払われる）

市から補助金が指定口座に振り込まれます。入金を確認してください。

8 算定の具体例

【例1】介護保険サービスのみの場合

算定期間	基準日（最後のサービス提供日の翌日）からサービス再開前日まで 72 日 → 算定月数：1.5 か月（61 日以上 75 日以下）
直近 3 か月の介護報酬 (10 割)	4 月：220,000 円 5 月：180,000 円 6 月：200,000 円 → 平均：200,000 円
月額補助金	200,000 円 × 70% = 140,000 円（上限 150,000 円未満のため 140,000 円）
交付総額	140,000 円 × 1.5 か月 = 210,000 円

【例2】上限額が適用される場合

算定期間	基準日（最後のサービス提供日の翌日）からサービス再開前日まで 100 日 → 算定月数：2.5 か月（91 日以上 105 日以下）
直近 3 か月の介護報酬 (10 割)	4 月：350,000 円 5 月：300,000 円 6 月：340,000 円 → 平均：330,000 円
月額補助金	330,000 円 × 70% = 231,000 円 → 上限適用により 150,000 円
交付総額	150,000 円 × 2.5 か月 = 375,000 円

【例3】介護保険・障害福祉サービス併用の場合

算定期間	基準日（最後のサービス提供日の翌日）からサービス再開前日まで 65 日 → 算定月数：1.5 か月（61 日以上 75 日以下）
------	--

介護保険分 平均 (10割)	200,000 円 → 200,000 円 × 70% = 140,000 円 (介護保険課)
障害福祉分 平均 (10割)	80,000 円 → 80,000 円 × 70% = 56,000 円 残枠 : 150,000 - 140,000 = 10,000 円 → 障害福祉課負担 : 10,000 円
月額合計	140,000 円 + 10,000 円 = 150,000 円
交付総額	介護保険課 : 140,000 円 × 1.5 か月 = 210,000 円 障害福祉課 : 10,000 円 × 1.5 か月 = 15,000 円 合計 : 225,000 円

9 注意事項

- ・ 本補助金は毎年度予算の範囲内において交付します。
- ・ 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を求めます。
- ・ 補助金に係る帳簿及び関係書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後 5 年間保存してください。

10 問い合わせ先

介護保険サービスに関すること	障害福祉サービスに関すること
立川市保健医療部介護保険課 〒190-8666 立川市泉町 1156 番地の 9 ☎ 042-523-2111 (内線 1441) 受付時間 : 平日 午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 ※郵送または窓口 (本庁舎 1 階 4 番窓口)	立川市福祉部障害福祉課 〒190-8666 立川市泉町 1156 番地の 9 ☎ 042-523-2111 (内線 1520) 受付時間 : 平日 午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 ※郵送または窓口 (本庁舎 1 階 1 番窓口)